

第28回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成28年9月28日(水)午後2時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第28回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成28年9月28日(水) 14時00分
2. 閉会時間 平成28年9月28日(水) 14時31分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 25名
5. 欠席委員者の数 6名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第28回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、〃番…………委員、〃番…………委員、〃番…………委員、…番…………委員、…番…………委員、…番…………委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番…………委員、〃番…………委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、…の…さん、譲受人は、…の…さんです。田1筆1、130平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は8,180.83平方メートルで、農機具は、トラクター1台、田植機1台、管理機1台、噴霧機1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、…の…さん、譲受人は、…の…さんです。畑1筆776平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は27,013平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、…さんの…で…の…さん、譲受人は、…の…さんです。畑7筆5,525平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は32,538平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、…番…………委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で45年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ミカン、牧草、だいこんを作付し、通作距離は自宅から5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番 安永 等 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で24年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、ハクサイ、レタス、オリーブを作付し、通作距離は自宅から300メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番についても、・・・番 …… 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、兼業農家で24年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、ハクサイ、レタス、オリーブを作付し、通作距離は自宅から200メートルから1キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

雨水は道路側溝へ、汚水は牛糞と一緒に発酵堆肥舎で処理し、生活雑排水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

しばらく、休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地62平方メートルを、養鶏ゲージ置き場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側及び南側は農地、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました。第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請2番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・・・・
・・・・・・さんで、申請地8.29平方メートルを譲り受け、・・・番の一部12.82平方メートルと一体に借家用の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、市街化傾向が著しく住宅が連たんしていることから、第3種農と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び西側は道路、東側は宅地、南側は譲渡人の宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地4

48平方メートルを譲り受け、木造2階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は道路、西側は里道を挟んで宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地327平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅1棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、西側及び東側は宅地、北側は道路、南側は農地となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 12件 36筆 27,896.00㎡

耕作権の再設定 12件 23筆 23,700.07㎡

合計 24件 59筆 51,596.07㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集9ページに記載のとおりで、4件 4筆 2,916.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・番（・・・・委員）

この中の21番、22番ですが、他の分には賃借料、作物が書いてありますが、これには無料で貸借していることですか。

事務局

議案集8ページの21番、22番については、一番右の欄に使用貸借権設定と書いてありますので、無償で貸借しているとみていただければよろしいと思います。

・番（・・・・委員）

この方々はどういう関係なのか、他の方は賃借料の記入があるが、関係がわかりますか。

事務局

2件の関係については、手元に資料がないのでわからないが、使用貸借については、親戚とか、もう作れないから作ってくださいと頼まれ小作料はいりませんよというのが使用貸借となり、貸してくださいと言って作る場合は、年間いくらで借りますというのが賃貸借となります。

ですから、この分については金額が書いていないことになる。

議長

ほかにありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集10ページに記載のとおりで、1件 7筆 4,593.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集11ページに記載のとおりで、2件 2筆 680.00㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第28回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第28回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時31分